議案第62号

取手市選挙公報発行条例の一部を改正する条例について

取手市選挙公報発行条例(昭和46年条例第45号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

市議会議員選挙及び市長選挙における選挙公報の配布に関し、公職選挙法第170 条第2項の規定に則して、各世帯に選挙公報を配布することが困難な場合の配布方法 及び補完措置について定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市選挙公報発行条例の一部を改正する条例

取手市選挙公報発行条例(昭和46年条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(選挙公報の配布)	(選挙公報の配布)
第 4 条 (略)	第4条 (略)
2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を	
備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。